

募集新株予約権の発行に関する取締役会決議公告

平成 22 年 2 月 22 日

株主各位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目 6 番 9 号
ファースト住建株式会社
代表取締役社長 中島 雄司

平成 22 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項および同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

I. 当社取締役および監査役に対するストック・オプション

1. 募集新株予約権の名称

ファースト住建株式会社第2回新株予約権

2. 募集新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 6,300 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 募集新株予約権の総数

63 個

募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。ただし、上記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

4. 募集新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役4名および監査役3名に割り当てる。

5. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株あたりのオプション価格に、募集新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役および監査役が当社に対して有する報酬請求権と相殺するものとする。

6. 募集新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

募集新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とし、行使価額は、募集新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる募集新株予約権(募集新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

7. 募集新株予約権の割当日

平成22年3月9日

8. 募集新株予約権の行使期間

平成 24 年 3 月 10 日から平成 32 年 2 月 19 日まで

9. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 募集新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

11. 募集新株予約権の取得に関する事項

①当社は、新株予約権者が上記 10. による募集新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該募集新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は募集新株予約権を無償で取得することができる。

12. 募集新株予約権の譲渡制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

13. 当社が組織再編を実施する際の募集新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の募集新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の募集新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

14. 募集新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

II. 当社従業員に対するストック・オプション

1. 募集新株予約権の名称

ファースト住建株式会社第3回新株予約権

2. 募集新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 150,600 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 募集新株予約権の総数

1,506 個

募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。ただし、上記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

4. 募集新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員 218 名に割り当てる。

5. 募集新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

6. 募集新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

募集新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とし、行使価額は、募集新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる募集新株予約権(募集新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

7. 募集新株予約権の割当日

平成22年3月9日

8. 募集新株予約権の行使期間

平成24年3月10日から平成32年2月19日まで

9. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 募集新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ②その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

11. 募集新株予約権の取得に関する事項

- ①当社は、新株予約権者が上記10.による募集新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該募集新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は募集新株予約権を無償で取得することができる。

12. 募集新株予約権の譲渡制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

13. 当社が組織再編を実施する際の募集新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の募集新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の募集新株予約権を交付するものとする。

- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- ③新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

14. 募集新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上